

教保体第651号  
令和4年7月5日

各市町村教育委員会学校安全主管課長  
県立学校長  
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

通学路における交通安全の確保の徹底について（通知）

日頃、児童生徒の学校安全に御尽力をいただき感謝申し上げます。

このたび、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、標記について事務連絡がありました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、児童生徒に対する交通安全に関する指導や地域との連携による見守り活動等、通学路における登下校中の安全確保の取組が効果的に実施されるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に御通知くださいますようお願いいたします。

健康教育・学校安全担当 関口 衛
電話 048-830-6964
FAX 048-830-4971
E-Mail a6960-01@pref.saitama.lg.jp



事務連絡  
令和4年6月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 通学路における交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、昨年6月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生するなど、登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が依然として発生している状況です。

千葉県八街市の事故を受け、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和3年7月9日付け3教参学第8号）に基づき、関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき、令和4年4月4日付け「『通学路における合同点検』に関する令和3年度末の実施状況の報告について（依頼）」に基づき対策の実施状況について報告していただいたところですが、この度、通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、全体で76,404箇所対策必要箇所のうち、45,057箇所について対策が講じられました。なお、教育委員会・学校の対策必要箇所については、39,943箇所のうち、35,558箇所について対策が講じられました。令和4年度以降に実施する予定の対策については、令和5年度末までに概ね完了できるよう引き続き可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いいたします。

また、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本の方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いいたします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国立大学法人担当課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いいたします。

各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し，各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し，各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し，各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し，それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いいたします。

**【問合せ先】**

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111(内線：2695)  
E-mail：[anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

令和4年6月28日  
文部科学省  
国土交通省  
警察庁

## 通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和4年3月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

### ○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和4年3月末時点) ※1

		箇所数	うち対策済
対策必要箇所(全体数) ※2,3		76,404	45,057
※4	教育委員会・学校による対策箇所	39,943	35,558
	道路管理者による対策箇所	39,681	16,815
	警察による対策箇所	16,996	11,345

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない。

※3 対策必要箇所(全体数)、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数(1,707箇所、うち対策済811箇所)を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

## 通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

（令和4年3月末時点）

都道府県名 ※1	対策必要箇所 (全体数)※2,3		対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
			教育委員会・学校		道路管理者		警察	
		対策済		対策済		対策済		対策済
北海道	1,845	1,450	1,609	1,547	496	220	299	216
青森県	691	369	479	408	270	63	129	58
岩手県	908	567	516	516	391	137	171	105
宮城県	1,600	1,108	1,289	1,246	539	194	357	219
秋田県	347	168	239	212	155	50	96	27
山形県	704	523	486	486	402	230	204	194
福島県	1,289	625	696	557	803	308	380	260
茨城県	1,860	1,009	671	546	812	413	523	221
栃木県	1,321	839	510	472	599	210	195	188
群馬県	1,039	729	421	417	603	438	418	274
埼玉県	4,581	2,094	2,302	2,146	3,051	934	855	401
千葉県	4,044	2,725	2,076	2,009	2,848	1,638	644	572
東京都	4,497	3,168	1,937	1,675	1,978	1,366	1,092	794
神奈川県	5,141	3,324	2,575	2,325	1,618	900	1,515	595
新潟県	2,129	1,338	1,548	1,325	787	218	272	191
富山県	899	228	258	123	589	143	138	108
石川県	808	584	381	368	449	239	229	224
福井県	416	261	130	121	240	114	96	80
山梨県	1,254	527	556	369	767	241	238	184
長野県	2,340	904	1,318	645	1,473	406	266	233
岐阜県	1,537	871	611	574	1,068	455	158	111
静岡県	1,101	839	608	568	565	399	257	205
愛知県	4,054	2,817	1,453	1,298	1,853	952	1,190	938
三重県	1,537	881	961	914	720	201	448	331
滋賀県	773	420	429	347	448	161	56	49
京都府	1,287	694	641	581	755	284	405	349
大阪府	3,891	2,348	1,712	1,451	1,822	967	1,337	745
兵庫県	2,867	1,543	1,849	1,603	1,645	688	549	350
奈良県	1,334	632	671	573	845	284	308	207
和歌山県	787	453	573	544	397	152	145	66
鳥取県	456	213	101	79	287	80	114	97
島根県	1,156	436	383	321	744	180	168	44
岡山県	1,423	939	829	804	654	361	398	272
広島県	1,535	800	667	576	887	304	266	189
山口県	975	564	972	957	583	224	258	203
徳島県	701	592	438	431	304	221	215	213
香川県	1,475	861	971	887	646	220	355	216
愛媛県	911	540	373	367	431	199	304	151
高知県	554	263	207	177	383	138	115	83
福岡県	2,365	1,765	1,024	928	1,373	474	470	385
佐賀県	814	250	173	164	686	138	64	41
長崎県	868	397	522	510	567	130	106	91
熊本県	1,742	1,106	1,142	1,032	679	251	467	306
大分県	923	562	772	772	538	232	142	127
宮崎県	1,016	375	346	324	565	183	195	174
鹿児島県	1,397	788	815	773	857	317	158	150
沖縄県	1,212	568	703	490	509	158	231	108
合計	76,404	45,057	39,943	35,558	39,681	16,815	16,996	11,345

※1 都道府県には、指定都市を含む。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策必要箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,707箇所、うち対策済811箇所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る  
緊急対策に関するワーキングチーム（第2回）

議事次第

〔 日時：令和4年6月28日(火)閣議後記者会見終了後  
場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室 〕

○ 議 事

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく  
主な施策の進捗状況について

○ 出席者

若宮 内閣府特命担当大臣  
笹川 内閣府政策統括官（政策調整担当）  
楠 警察庁交通局長  
藤原 文部科学省総合教育政策局長  
瓦林 国土交通省総合政策局長  
佐々木 国土交通省道路局次長  
野津 国土交通省自動車局次長  
野村 厚生労働省大臣官房審議官（子ども家庭局担当）

○ 配布資料

資料1 「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る  
緊急対策」に基づく主な施策の進捗状況  
資料2 文部科学省資料「文部科学省における交通安全対策について」  
資料3 警察庁資料「警察庁における交通安全対策について」  
資料4 国土交通省資料「道路管理者が実施する交通安全対策について」  
資料5 厚生労働省資料「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施  
結果について」

## 「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく主な施策の進捗状況

## 1. 通学路等における交通安全の確保

## ○通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所への抽出

- ・ 小学校の通学路を対象に合同点検を実施し、全国で7万6,404箇所を対象必要箇所を抽出（令和4年3月末時点）（文科省、国交省、警察庁）
- ・ 放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検を実施し、全国で5,750箇所を抽出（令和4年3月末時点）
- ・ 全国の自治体に対して、利用児童や保護者に対する注意喚起や通学路の交通安全確保の推進体制への参画等についての依頼を実施（厚労省）

- ・ 合同点検で抽出した対策必要箇所（全体数）7万6,404箇所のうち、4万5,057箇所（59.0%）の対策を完了（令和4年3月末時点）

○学校・教育委員会	： 3万9,943箇所のうち3万5,568箇所（89.0%）
○道路管理者	： 3万9,681箇所のうち1万6,815箇所（42.4%）
○警察	： 1万6,996箇所のうち1万1,345箇所（66.8%）

## ○子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

- ・ 令和3年度補正予算（6億円）及び令和4年度予算（約10億4,600万円）により、信号機の歩車分離化、押ボタン式信号機の設置、横断歩道の設置・更新等を行うとともに、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め等の交通規制等の対策を実施（警察庁）
- ・ 通学路合同点検に基づき実施する交通安全対策について、道路管理者への計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度である「交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）」を創設（令和4年度：国費500億円）（国交省）
- ・ 歩道の設置・拡充や防護柵の整備等、子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進（国交省）
- ・ 「ゾーン30」をはじめとする低速度規制を的確に実施するとともに、当該規制区間・区域内において効果的にハンブ等の物理的デバイスの設置を進める「ゾーン30プラス」の整備も含めた通学路等における速度抑制・通過交通の進入抑制対策を推進（警察庁・国交省）

## ○「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り

- ・ 通学路等における速度規制の実効性確保のため、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進し、全国で117台を整備（令和4年3月末時点）。同装置の積極的な活用により、令和3年は1万1,075回（前年比+3,211回）運用し、取締りを実施（警察庁）

## ○子供を始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り

- ・ 令和3年秋及び令和4年春の全国交通安全運動（秋：9/21～30 春：4/6～4/15）において、「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保」、「子供を始めとする歩行者の安全確保」をそれぞれ全国重点点として掲げ、歩行者の交通ルール遵守、運転者の歩行者等保護意識の徹底等の広報啓発活動を推進するとともに、都道府県において取り組んだ施策の報告を求め、広く全国に周知することが望ましい好事例を選出し、都道府県にフィードバックを行うなど、その効果の評価・検証を行い、次回以降の全国交通安全運動により効果的に実施されるよう都道府県を支援（内閣府）
- ・ 春の全国交通安全運動期間中である令和4年4月12日の登下校時間帯（午前7時から2時間、午後3時から2時間）に、通学路における全国一斉取締りを実施。警察官約1万5,600人を動員し、約1万5,200件の交通違反を検挙（警察庁）
- ・ 歩行者に対しては、横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通安全教育を実施（警察庁）
- ・ 運転者に対しては、歩行者等の保護意識の向上を図る交通安全教育を実施（警察庁）
- ・ 教職員や児童生徒の交通安全等に関する意識の向上を図り、児童生徒自身に、安全に身を守るための能力を身に付けさせる安全教育の取組の推進（文科省）
- ・ 小学校新1年生向けリーフレット（交通安全等に関する注意事項をクイズ形式で学べるもの）を作成し、全国全小

## 「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく主な施策の進捗状況

### ○登下校時の子供の安全確保

- ・登下校時の見守り活動の充実を図るため、令和3年6月から4年3月末までの間、スクールガード養成講習会やスクールガード・リーダー育成講習会を開催しスクールガード等ボランティアの養成・資質向上を促進したほか、スクールガード・リーダーへの活動支援の充実を図るなど、警察や保護者、PTA等との連携の下、見守り体制の一層の強化（全国328自治体において、スクールガード・リーダー等の活動に「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用（文科省））
- ・千葉県八街市において、令和3年9月から4年3月まで、児童及び生徒への安全教育やスクールの運行、見守り要員、警備員等の配置などを実施するとともに、その効果や課題の検証を実施（文科省）

### ○「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づく安全安心な歩行空間の確保

- ・令和元年中に実施した「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」の結果を踏まえ、道路管理者において対策必要とされた約2万8,000箇所、うち約7,400箇所について対策を完了（令和4年3月末時点）（国交省、警察庁）

## 2. 飲酒運転の根絶

### ○安全運転管理者の未選任事業者の掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化

- ・自動車保管場所証明業務との連携等による未選任事業者の把握を促進（警察庁）
- ・ウェブサイトで上の情報公開により安全運転管理者の選任を促進（全都道府県警察ホームページにて掲載）（警察庁）
- ・安全運転管理者の業務として、運転前後におけるアルコール検知器の無の確認等を新たに義務付けるため、道路交通法施行規則の改正等を実施（令和4年4月1日から順次施行）（警察庁）
- ・道路交通法の一部改正により、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ等を実施（令和4年4月27日公布。公布の日から6月以内に施行）（警察庁）

### ○飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

- ・令和3年秋及び令和4年春の全国交通安全運動（秋：9/21～30 春：4/6～4/15）において、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」、「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」それぞれ全国重点として掲げ、地域・職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立に向けた広報啓発活動を推進。また、都道府県から取り組んだ施策の報告を求め、広く全国に周知することが望ましい好事例を選出し、都道府県にフィードバックを行うなど、その効果の評価・検証を行い、次回以降の全国交通安全運動がより効果的に実施されるよう都道府県を支援（内閣府）
- ・飲酒運転の危険性等について積極的な広報啓発を行うとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育など効果的な取組を推進（警察庁）

### ○飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

- ・PDCAサイクルに基づく取締り管理、飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底等、飲酒運転等の根絶に向けて推進すべき事項について都道府県警察に通知（令和3年8月5日）
- ・令和3年中の酒酔い・酒気帯び運転検挙件数は1万9,801件（前年比-2,657件）であるものの、飲酒運転による死亡事故及び重傷事故はともに減少しており、飲酒運転による交通事故発生を抑制（警察庁）

### ○運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

- ・運送事業者に対してアンケートを実施し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、優良取組事例を抽出してヒアリングを行う等、詳細な調査を実施するとともに、運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルに結果を記載することで好事例を横展開（国交省）
- ・運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルへのアルコール依存症の記載拡充を実施（国交省）

## 通学路における合同点検結果に基づく対策の実施状況（令和3年度末時点）

	箇所数	うち対策済み	割合
対策必要箇所（全体数）	7万6,404箇所	4万5,057箇所	59.0%
教育委員会・学校による対策箇所	3万9,943箇所	3万5,558箇所	89.0%
道路管理者による対策箇所	3万9,681箇所	1万6,815箇所	42.4%
警察による対策箇所	1万6,996箇所	1万1,345箇所	66.8%

※ 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

## 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

### 合同点検の結果を踏まえた道路交通環境の整備の例

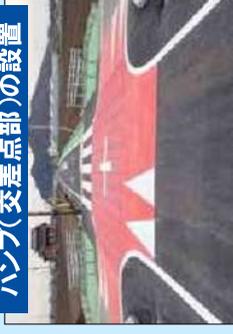
歩道の設置



防護柵の設置



ハンブ（交差点部）の設置



狭さくの設定・速度規制の実施



### 道路交通環境の整備に資する予算（国費）

#### 道路管理者による対策

- ・ 令和3年度補正予算（国費） 500億円
  - ・ 令和4年度当初予算（国費） 500億円（交通安全対策補助制度（通学路緊急対策））
- <主な対策>  
歩道の設置、防護柵の整備、カラー舗装の実施 等

#### 警察による対策

- ・ 令和3年度補正予算（国費） 6億円
  - ・ 令和4年度当初予算（国費） 約10億4,600万円
- <主な対策>  
信号機の歩車分離化、押ボタン式信号機の設置、横断歩道の設置・更新 等

# 「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り

## 可搬式速度違反自動取締装置による取締り状況



## 可搬式速度違反自動取締装置整備状況等の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
整備数(式) *	6	17	39	60	99	117
運用回数	—	—	1,537	4,966	7,864	11,075

※ 各年度末の整備状況

# 子供を始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り

## 交通安全教育

- 児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、**児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組の推進**が必要
- 地域間・学校間・教職員間の差を解消**し、全ての学校で質の高い交通安全の取組を推進できる指導力の確保が必要

### 都道府県等における教職員等への研修の実施

#### 交通安全教室講習会

- 被害者・加害者にならないための交通安全教室での効果的な指導方法
- 交通安全法・交通安全教育・交通安全講習会・交通安全講習会・交通安全講習会・交通安全講習会
- 自転車・歩行者・乗車方法
- 指導方法

#### 教職員等の安全対応能力の向上

児童生徒等が安全に  
関する資質・能力を  
身に付ける

児童生徒等の障害や  
重度の負傷を伴う事故  
の減少

児童生徒等の死亡  
事故の発生件数の  
減少

## 指導取締り

- 春の全国交通安全運動期間中の通学路における全国一斉取締りの実施**

日時：令和4年4月12日

午前7時から午前9時及び午後3時から午後5時までの計4時間

場所：各都道府県警察が選定した重点的に交通指導取締りを行うべき通学路

結果：警察官約1万5,600人を動員し、約1万5,200件の交通違反を検挙。

- 横断歩行者等妨害等違反の指導取締り**

・都道府県警察に対し、歩行者が横断中の事故が多発している路線における歩行者被害事故の減少を目標とした指導取締りの推進を指示。

・各都道府県警察において、歩行者事故の発生状況を分析の上、一斉取締りを実施するなど、歩行者保護に重点をおいた指導取締りを実施。

## 登下校時の子供の安全確保

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故等の発生も踏まえ、スクールガード・リーダーによる見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

### スクールガード・リーダーの育成支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する育成講習会の実施

### スクールガード・リーダーに対する活動支援

- スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援、装備品の充実

**スクールガード・リーダー育成講習会、スクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、見守りの人材確保と質の向上**

### スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

- 通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等自身に付けさせるとの養成講習会を実施
- 活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上

### スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

- 「登下校防犯プララン」等に基づき、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など防犯活動への支援
- 子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助

**地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築**



**スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、見守り活動・警備上のポイントや不審者対応等について指導・助言**

### 通学路の安全確保に関する調査研究

○ 令和3年9月から、千葉県八街市において、通学路における児童生徒の安全を確保するための方策を検証する調査研究事業を実施

- ・交通安全教育の充実
- ・通学路の安全確保のための取組（見守り要員、警備員等の確保）
- ・本事業の効果等の調査分析（スクールバスの維持運営の課題、アンケートの実施）

## 安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化

### <取組の概要>

- 各業界を所管する府省庁と連携し、安全運転管理者の選任義務を始めとした自動車の使用者の義務を周知
- 安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じたアルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進
- 安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握や選任の促進
  - ・ 自動車保管場所証明業務との連携
    - 自動車保管場所証明情報の活用により未選任事業所を把握し、選任に向けた指導等を徹底
    - 自動車保管場所証明申請受理時の質問等を通じた未選任事業所の把握
  - ・ 安全運転管理者の選任状況を都道府県警察のウェブサイトで公開（公開状況：[全都道府県警察ホームページにて掲載](#)）
- 道路交通法施行規則を改正（令和3年11月10日公布）し、安全運転管理者の業務として、運転者の運転前後に

### おけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を義務化

〔道路交通法施行規則の改正の概要〕

- 令和4年4月1日施行分
  - ・ 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
  - ・ 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること
- 施行予定分
  - ・ アルコール検知器を用いて上記の確認を行うこと及びアルコール検知器を常時有効に保持すること
- ※ より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認が行われるよう、事業者に対し積極的な実施を促すことを都道府県警察へ通達。

- **道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布。公布の日から6月以内に施行）により、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則を引上げ**

○ **選任義務違反（旧）5万円以下の罰金 ⇒（新）50万円以下の罰金 等**

※ 乗車定員が1人以上の自動車については1台以上、その他の自動車については5台以上（大型自動車又は普通自動車二輪はそれぞれ1台を0.5台として計算）を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任する必要がある。

# 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

## ○ 交通安全教育



運転シミュレータの活用

飲酒疑似ゴーグルの活用



## ○ 広報啓発活動



広報啓発用チラシの配布

飲酒運転根絶決起大会



## ○ 広報啓発用ポスター



# 飲酒運転等の根絶に向けた取組みの一層の強化

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、「飲酒運転等の根絶に向けた取組みの一層の強化等について（通達）」を都道府県警察に発出（令和3年8月5日）

## 通達概要

- 1 PDCAサイクルに基づく取組み管理
  - P → 違反や飲酒運転に起因する交通事故の発生状況分析
  - 飲酒場所、車両の駐車場所、走行経路等の情報分析
  - 有効な取組み時間・場所・方法等を導き出して取組み方針を策定
  - D → 方針に従い、交通検問等による取組みを実施
  - C → 効果検証
  - A → 次の取組み方針へ反映
- 2 飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底
  - 車両等の提供者、飲酒場所、同乗者等に対する徹底した捜査
  - 車両、酒類の提供について徹底した捜査
  - 要求、依頼しての同乗、教唆行為について確実な立件

## 飲酒運転検挙件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
酒 酔 い	559	566	559	495	495	490
酒 気 帯 び	25,864	26,629	26,043	24,939	21,963	19,311
車 両 等 提 供	96	103	92	74	81	75
酒 類 提 供	51	32	45	40	55	43
周 辺 3 罪	694	640	774	732	693	639

## 飲酒運転による死亡事故・重傷事故件数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死 亡 事 故	213	204	198	176	159	152
重 傷 事 故	420	418	399	409	353	288

## 運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

### 運送事業者による更なる飲酒運転対策の促進

- 運送事業者に対して**アンケートを実施**し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、**優良取組事例を抽出**してヒアリングを行う等、**詳細な調査**を実施するとともに、運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルに結果を記載することで**好事例の横展開**を図った。

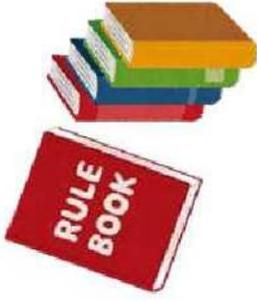
【詳細な調査を実施した優良取組事例の例】

専門医受診等による依存症の確認

独自マニュアルの作成・活用

家族への協力依頼文書の発出

テキストやビデオを活用した安全教育



### 運送事業用自動車の飲酒傾向の強い運転者への対策

- アルコール依存症に関する有識者の専門的知見や他分野における教育資料について情報収集。運送事業者がアルコール依存症に関して理解を深め、飲酒傾向の強い運転者に対して適切な指導・監督が実施できるよう、実施マニュアルに**アルコール依存症関係の記載を拡充**。

【記載を拡充した情報の例】

- ・ アルコール依存症の概要や検査方法等の基礎知識
- ・ アルコール依存症の治療法等の医学的知見
- ・ 飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例



指導・監督時の実施マニュアルを全国の運送事業者に展開

# 文部科学省における交通安全対策について

令和4年6月28日  
局長級ワーキングチーム資料



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 通学路合同点検における教育委員会・学校の取組状況

- 7万6,404箇所対策必要箇所のうち、教育委員会・学校による対策箇所は3万9,943箇所。(令和4年3月末時点)
- 教育委員会・学校による対策は、安全教育、ボランティア等による見守り活動、通学路の変更等がある。

### 教育委員会・学校の対策必要箇所数の内訳

教育委員会・学校による対策必要箇所		39,943
対策内容内訳		令和4年度以降実施
対策済		35,558 (89.0%)
令和4年度以降実施		4,385 (11.0%)
安全教育		2,587
ボランティア等による見守り活動		1,041
通学路の変更		447
その他		1,742

※ 1箇所につき複数対策を実施する場合があるため、「対策必要箇所数」と「対策内容内訳の合計」は一致しない。

※ 「1箇所の対策必要箇所に、対策案が複数ある場合には、対策完了時期が遅い方にどちらも計上する」ことになっていることから、例えば、令和3年度に安全教育を実施し令和4年度以降に通学路の対策を行う場合には、双方とも「令和4年度以降実施」欄に計上している。

※ 対策内容内訳の「その他」は、「注意を促す看板の設置」、「交差点等への横断旗の設置」、「危険箇所の情報を広報紙やチラシ等で保護者等に周知」などがある。

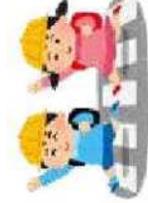
# 文部科学省における具体的な取組

## 都道府県等における教職員等への研修の実施(委託事業)

- 児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、**児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組の推進が必要**
- **地域間・学校間・教職員間の差を解消し、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保が必要**

### 交通安全教室 講習会

- 被害者・加害者にならないための交通安全教育
- 交通安全教室での効果的な指導方法
- 自転車・二輪車等通学手段に応じた指導方法等



### 教職員等の安全対応 能力の向上



児童生徒等が安全に  
関する資質・能力を  
身に付ける

児童生徒等の障害  
や重度の負傷を伴う  
事故の減少

児童生徒等の死亡事  
故の発生件数の減少

## 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(補助事業)

- 全国328自治体において、スクールガード・リーダー等の活動に本補助事業を活用(令和3年度)



### 主な取組

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材(警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等)に対する育成講習会の実施
- 通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施

## 千葉県八街市でのスクールバスの調査研究事業

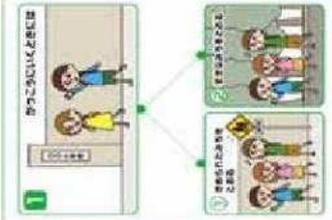
- 令和3年9月から、令和4年3月まで千葉県八街市において、通学路における児童生徒の安全を確保するための方策を検証する調査研究事業を実施



- 交通安全教育の充実  
(左の写真は安全マップ作成の様子)
- 通学路の安全確保のための取組
- 本事業の効果等の調査分析

## 新一年生に対する交通安全等に関する リーフレットの配布

- 小学校及び特別支援学校小学部の新1年生向けリーフレット(交通安全等に関する注意事項をクイズ形式で学べるもの)を作成し、教育委員会を通じて、全国の学校に約125万部を配布



リーフレット「たいせいとあんぜん」



警察庁

– National Police Agency –

資料3

# 警察庁における交通安全対策について

令和4年6月28日  
警察庁 交通局

# 通学路等における交通安全の確保

## 合同点検の結果を踏まえ、可能な事業から着手し早急に各種対策を推進

### 道路交通環境の整備の推進

対策必要箇所数(警察分):16,996か所 うち対策完了箇所:11,345か所 (令和4年3月末時点)	【内訳】 ・横断歩道の設置・更新 :約5,400本 ・道路標識の高輝度化等 :約900本
---	--

#### 【安全・安心な歩行空間の整備】

- 押ボタン式信号機の整備 ● 信号灯器のLED化



- 信号機の歩車分離化

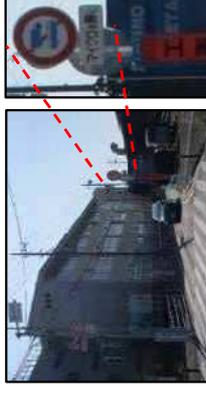


- 道路標識の高輝度化

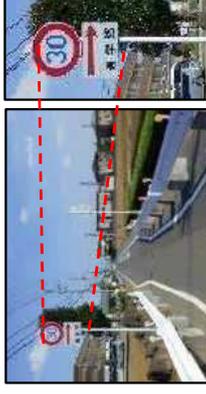


#### 【きめ細かな交通規制の実施】

- 横断歩道の設置・更新 ● 登下校時間帯に限った車両通行止め ● 大型自動車等通行止め規制



- 速度規制



### 指導取締りの推進

- 生活道路・通学路における重大交通事故の抑止等のため、可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進(令和3年度末時点で全国で117台を整備)
- 令和3年秋に続き、令和4年春の全国交通安全運動期間中の登下校時間帯に、通学路における全国一斉取締りを実施(約1万5,200件の交通違反を検挙)

【可搬式速度違反自動取締装置】



### 交通安全教育の実施

- 運転者に対し、歩行者等の保護意識の向上を図る交通安全教育を実施
- 歩行者に対し、横断する意思を明確に伝えるなど自らの交通安全を守るための交通安全教育を実施

【通学路等における交通安全教育】



# 道路管理者が実施する交通安全対策について

令和4年6月28日

国土交通省 道路局

# 道路管理者が実施する対策の進捗状況(R3通学路合同点検)



国土交通省

○令和3年6月に千葉県八街市で発生した小学生5名が死傷する交通事故を受け、全国の小学校の通学路を対象とした合同点検を実施

○合同点検の結果および対策の進捗状況は以下のとおり(道路管理者分)

- ・対策必要箇所数：39,681箇所
- ・対策済箇所数：16,815箇所(約42%)

(R3年度末時点)

## 【道路管理者による対策必要箇所数等の内訳】

(R3年度末時点)

対策内容	対策必要箇所数	対策済み箇所数
歩道の整備・交差点改良等	約 7,100箇所	約 1,000箇所(約14%)
防護柵・狭さくの設置等	約 2,600箇所	約 800箇所(約31%)
区画線の設置・カラー舗装等	約 25,500箇所	約12,500箇所(約49%)
その他(樹木の伐採等)	約 4,500箇所	約 2,500箇所(約56%)

## 【道路管理者による対策の例】

### ●歩道の整備



### ●防護柵の設置



### ●狭さくの設置



### ●区画線の設置・カラー舗装





# 放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果について (令和4年3月末時点)

令和4年6月28日

厚生労働省 子ども家庭局子育て支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施結果について

## 調査内容

○ 令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」等を踏まえ、**令和3年10月、全国の自治体に対して放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検を実施。**

※ 通学路と重なる来所・帰宅経路については、令和3年7月9日付けの文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して作成された「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、合同点検を実施しているため、放課後児童クラブは、学校の通学路と重ならない経路についての安全点検を実施。また、保護者による送迎を義務としているなど、利用児童の来所・帰宅時に図られている場合も安全確保の対象外とした。

○ 令和4年3月末までに回答のあった1,625市町村（25,451クラブ）における来所・帰宅経路の設定状況や安全点検の実施状況等の集計結果については、以下のとおりとなっている。

（参考）放課後児童クラブ実施市町村数 1,624市町村（26,925クラブ） 令和3年5月1日時点

## 調査結果の概要と結果を踏まえた対応

① 令和4年3月末までに報告のあった25,451クラブのうち、**3,882クラブ（※）で来所・帰宅経路の安全点検を行い、幹線道路の抜け道になっ**ていて**大型車の進入が多い箇所などの危険と考えられる箇所が5,750箇所**発見された。

※残り21,569クラブは来所・帰宅経路が全て通学路と重なる、保護者による送迎を義務としているなど、今回の安全点検を不要としたクラブ

＜結果を踏まえた対応＞

危険と考えられる箇所に対しては、**各自治体・クラブにおいて「利用児童や保護者に対する注意喚起」「職員等の見守り」「看板の設置」などを進めている**。厚生労働省においては、未対応の箇所がないよう、各自治体にあらかじめ注意喚起を実施（令和4年4月5日に厚生労働省から各自治体に通知）。

② 令和4年3月末までに報告のあった1,625市町村のうち、**442市町村（27.2%）において、各市町村の学校、教育委員会、警察、道路管理局等から構成される通学路の安全確保に向けた推進体制に、放課後児童クラブ担当部局等が参画**していた。

＜結果を踏まえた対応＞

危険と考えられる箇所に対して、警察や道路管理局とも連携した対策が円滑に進むよう、厚生労働省においては、文部科学省等とも連携し、**放課後児童クラブ担当部局等の推進体制への参画を積極的に検討するよう各自治体にあらかじめ依頼**（令和4年4月5日に厚生労働省から各自治体に通知）。

※現在各自治体に対してフォローアップを実施中。